

第 4 4 3 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 4 年 3 月 2 6 日（月）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 4 年 3 月 2 6 日、第 4 4 3 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 5 名

1 番 北 山 孝 彦
2 番 牛 尾 雅 一
3 番 石 野 光 市
4 番 小 林 博
5 番 志 水 正 幸
6 番 福 永 繁 一
7 番 前 川 裕 量
8 番 難 波 靖 通

9 番 宮 内 富 夫
1 0 番 釜 坂 道 弘
1 1 番 東 森 修 一
1 2 番 富 田 昭 市
1 3 番 城 谷 英 之
1 4 番 吉 識 定 和
1 6 番 松 岡 秀 人

1. 欠席議員 1 名

1 5 番 高 井 國 年

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 日程第 5 一般質問

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は15名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、本日の議会に高井議員が欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。
それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

- 議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑に入ります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。
それでは、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 8 番 1点確認をしておきたいと思うんですが、ページ数では一般会計の152ページ。老人憩いの家管理費で修繕費が400万円計上されておるんですが、この内容を少し説明をお願いしたいと思います。
- 健康福祉課長 老人憩いの家文珠荘の修繕費400万円の内訳でございますけれども、工事費としましてはたくさん修繕等を予定しております。
大きなものでいいますと、1階のフロアのカーペットの張りかえ、これが48万円程度。それとロビーと廊下等のダウンライトの取りかえを46灯ほど見ております、これが150万円。それと浴室の混合栓6個程度を取りかえる予定をしております。これが43万円。あとは老朽化したもろもろのもので、合計で400万円でございます。
- 8 番 私も一般質問だったと思うんですが、ふろ場の改修を提案いたしましたが、例えば、シャワーの仕切りをつけてほしいという声がやはり強いんですね。シャワーをかけておって、人のシャワーがかかったとか、またかけたとかというようなことで、やはり気分的に害するということをよく聞きます。ホテル等へ行っても、大きなふろでも、仕切りのあるところと仕切りのないホテルがあるんですが、私の感じとしてはやはり仕切りのあるほうが、安心して入浴できるということですか、そういった気がいたしますので、シャワーの仕切りについてはどのようなお考えか、お尋ねしたいと思います。
- 健康福祉課長 前回、一般質問でも答弁をしたわけなんですけれども、まず、スペース的に仕切りをつけるには若干狭い部分がございます。そういったことと、突起物をつけますと高齢者等がすべりやすく危険なふろ場ですので、そういうような事故にも通じるということで、当初は仕切りも案はあったんですけれども、そういったことで仕切りはつけておりません。スペース的にうまくつけれるかどうか、また一遍考えてはみてみたいとは思いますが、今のところ修繕もたくさん、老朽化したところもございますので、緊急のほうから進めていきたいと思っています。
- 8 番 よろしく願いをしておきたいと思うんです。
もう一つは、冷泉というんですか、冷たい、あそこの蛇口が壊れておって出ないと。もう、1日すればやはり濁りが出てくるというようなことをいわれておる

んですが、その点についてはどのようなお考えか。

健康福祉課長 この点についても前回、一般質問でもあったかと思うんですけども、水は巡回する構造ではございませんので、毎日入れかえをしております。その中で、蛇口をあけっ放しにされることがたくさんございまして、非常にほかの方にも迷惑がかかるというようなことから、今のところ蛇口はふさいでおります。水は汚れたらその都度入れかえるということで対処しております。

8 番 実際はそのような運営はされておらないようですが、やはり気分よく入っていただくということを前提に、対応を求めているとお思います。

副 町 長 私は文珠荘のふろ、ファンでございまして、使わせていただくことがあります。今、高松課長が申しあげましたように、使われる方に問題点もあるのはもう事実でございまして。この冷泉を浴びて、汗を流してからつかっていただくという形をとっていただければありがたいんですが、サウナに入られてそのまま、汗をかいたまま冷泉浴のところへつかっていくといったような形、またいま課長が申しあげましたように、押すような蛇口にすると今度はタオルを巻いてずっと出しっ放しにすると。ひねるような蛇口にしますと、これも出しっ放しといったような形で、ふろ場に入るところで「来たときよりもきれいにして帰りましょう」といったような形で、指定管理者からもそういう呼びかけをしていただいているわけなんですが、なかなかそれらを守っていただけないというところもあって、苦慮しているところでもあります。

これはもう、使う側から含めると、おのおのがそういうマナーを守ってこういう姿勢を、それぞれが出していただくと、そこら辺の改造等につながるのではないかと考えております。

議 長 他にございませんか。

4 番 巡回バスの方式が変更になるという点についてお聞きをしたいのですが、この制度、一番必要性といいますか、それを大切にしたいと思っておられるのは、中心部の方も利用されるでしょうが、むしろ周辺部の人たちにはその思いが非常に強いと思います。

昨年からも「バスはぜひ足として残してほしい」という声を聞かせていただくのは、中心部より周辺部の方々のほうが多いというのが実態でもあります。そういう中で今回の変更の方式が、中心部は巡回を毎日するけれども、周辺部は申し込み制、あるいは乗り継ぎということについて、非常に危惧する声を聞くのですけれども、この点については全く心配ないというふうに思っておられるのかどうか。

かなり前からこういう案は示されていたわけですが、何回か委員会でもお聞きをしましたけれど、しかしこの段階になって、なお町民の皆さん方の前に案が発表されましたので、その声をよくお聞きをいたします。そういうことですので、ぜひそのことについての当局のお考えを、あるいは姿勢をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 サルビア号の再編成案については当初予算で計上させていただいております。地域公共交通会議で、ある程度の上乗せを得られたもので運行したいと思っております。市街地部については現行と同じ定時定路線型の運行、郊外部につきましては予約型の運行ということで、今のエリアを四つほどに分けて、予約型としております。

これにつきましては、今までやっぱり距離、範囲が広いということと、バス停を定時定路線にしますと、時間がかかりかかってしまうというところから、利用者が予約をするという手間はありますが、それによって早く乗っていただ

けて、自分の目的地へ行っていただけるという、無駄な、だれも乗らないところを走ることなく、時間と燃料等の削減もできますので、こういった形にしております。

- 4 番 その公共交通会議なるものが、法的にそういう制度をとらなきゃならんというふうな話を聞いたことがあるようにも思いますけれども、本当に、広く町民の声を聞くという、そういう組織でもないように思うということは一般質問でも言ったことがあるわけですが、先ほど触れましたように、本当にこの予約制ということについての抵抗感ということ、あるいは乗り継ぎということについての面倒くささ等、大変心配をされておられるというのが実態であります。今の説明だけではちょっと不十分だと思います。

なるほど、今回出されておる計画がすべてマイナス面だとは言いません。非常に停留所がふやされたり、それから時間短縮等、メリットもあるわけですが、当然心配な部分もあるわけでありまして、その面に対する払拭をどんなふうに考えておられるのかということでもあります。もう一度お願いします。

健康福祉課長 今ご指摘いただきましたようにメリット、デメリットがございます。実際、運行時間と運行業者が決まりますと、各地域におきまして説明会をさせていただきます。利用しやすいように各地域からの運行のモデル等を示しまして、できるだけ多くの方に利用していただけると。初めはやっぱり予約ということには皆さんなれられていないので、戸惑いがあるかと思います。ですが、一度使っていただいて、便利であるというところがわかればまた利用がふえるのではないかとということで、利用される住民の方には十分説明をさせていただきます。

議 長 他にございませんか。

- 1 2 番 三木家住宅の保存修理の件についてお尋ねをしたいと思います。
事項別明細書の284ページになります。

この24年度の予算といたしましては、国庫支出金といたしまして2,475万6,000円、そして地方債といたしましては2,220万円、一般財源からは280万3,000円という予算組みをしまして、全体では4,975万9,000円という、24年度の工事費になるかと思うんです。

これも県指定文化財という形で取り組む関係上、非常に工事も一つ一つ丁寧にやっていかなければいけないということで、非常に年数もかかるという感じがするわけなんです。

そこで、今年度の計画といたしまして、とりあえずどの程度のところまで、そして工事としては、全体としては何%ぐらいまでできるのか、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

社会教育課長 24年度の三木家の工事でございます。第1期工事といたしまして、平成22年度から27年度という形で今進めておるわけでございます。

23年度で主屋部分の入札を実施いたしました。当初から見ますと、入札も68%の価格で落ちまして、金額的にも9,000万円以上、予算より減額をした状況でございます。

そういった中で、進捗率にしましては平成23年度、当初8%というような思いでおったんですが、実際14%は進捗をさせていただいております。平成24年度におきましては、ご存じのようにいま素屋根をつけまして、骨組みだけの状態になっております。それを今、解体をした痕跡などをもとに修理検討委員会を新年度に入りまして早々に実施したいと考えております。

これは大学の建築関係・文化財関係の教授、また地元の文化財審議委員等が組織する委員会ですが、そこでじゃあいつの時代に戻せば一番歴史的価値が高いか

という決定をいたします。その後、その復元の年代をもとに、変更設計を6月までにさせていただきまして、それを兵庫県教育委員会へ――文化財でございますので、それを修復するということになりますと「現状変更許可申請」というのを文化財室へ提出します。その許可がおりますと、今度は県の建築審査会の許可をもらわなければなりません。

金額的には、今年度は昨年に比べたくさん補助金もいただいておりますが、基本的には、今回の工事は基礎工事や防虫・防腐の工事などで、主に木材の購入費などにあてるような予定でございます。進捗率につきましては今年度に約23%程度進められたらなと思っておるところでございます。

- 1 2 番 文化財の補修工事なりますと、非常に難しく、そして年数もかかるものでございます。恐らく当初予算に出した分の金額ではおさまらないのではないかなという感じがするわけですが、その辺の管理体制とか確認をしっかりと今後もしていただきたいなと要望しておきます。

それと、引き続きまして、今年度は柳田國男先生が亡くなられてから50年がたつわけでございます。そして各地域で開催される記念行事には進んで参加をいたしまして、そして福崎町のアピールをしていくんだというようなことが予算の概要にかかっているわけなんですね。ですから、これにつきましてはどういう形でどのようなイベントに出席して計画的に進めていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

社会教育課長 まず1点目は、ご存じかと思うんですが、昨年度から予算をあげております日本民俗学会の奨励賞という賞に福崎町から副賞を出そうという形で、残念ながら23年度につきましては該当者がなかったみたいなんですが、24年度は10月の第1土曜日だったかと思うんですが、その表彰式が行われます。そこへはこれから当然、表彰者として出向きたいと思います。

また、6月の上旬に新宿区で柳田國男先生の記念の講演がございます。そういったところへも参加をさせていただきたいとも考えております。

また、今年度は例年の山桃忌もエルデホールで実施をいたします。その分につきましては、今のところ考えておるのは、「遠野物語」という映画が1980年代につくられております。この映画は今、著作権といいましょうか、その放映する権利を遠野市が持っておられますが、お借りいただける了解もいただいておりますので、そういった映画を上映しながら、そういったところでもまた啓発に心がけていきたいと考えております。

- 1 2 番 柳田國男先生のアピールそのものも非常に大切ですが、やはり足元からしっかりと徹底していかなければいけないのではないかなという感じがするわけなんですね。私の勉強不足かも知れませんが、福崎町の公共施設におきまして、柳田國男先生の肖像画があるのは文化センターだけではないかなという感じがするんですね。あとほかでは余り見当たらないような気がするわけなんですが、やはり小さいときから子どもさんに、地域の、地元の偉人である柳田國男さんのことを徹底させるためには、例えば、先日竣工式がありました幼稚園とか、あるいは学校とか、各種のいろんな公共施設があります。そういうところにどんどんとそういうものを掲げて、そして多くの住民の皆さん方に子どものうちから覚えていただいて、そして、それを大きくなったときには多くの地域で訴えていけるという、その足腰もつけていかなければいけないのではないかなという感じを私はいたしました。

特に先日の竣工式におきまして、残念でなりませんでしたね。やはりそうやって小さい時分から徹底させるという教育ができていないのが現在の福崎町ではな

いかなという感じがするわけなんですけども、今後の計画といたしまして、そのような取り組みは考えておりますか。

社会教育課長 柳田國男の顕彰につきましては、ご存じかと思うんですが、平成２３年度に小学校・中学校の――小学校は５・６年生であったかと思います。中学校は全員。また福崎高校などでも東京から民俗学の権威でございます石井先生をお呼びしまして講演会を開催させていただきました。記念館におきましても、子ども向けの柳田國男の講義とか、そういうのも平成２２年度から継続的に行っているところでございます。

ただ、今ご指摘のございましたように、学校などへ実際にそういった絵や写真をあげてほしいとか、そういったお願いは実際していないところでございます。

施設につきましては、図書館などで柳田國男民俗学のコーナーをつくって、そういったところでは顕彰を図っているところでございますが、そういった部分を十分反省して、柳田國男の顕彰には努めていきたいと考えております。

議 長 他にございませんか。

教 育 長 教育の分野では発達段階に応じた指導というものがあろうかと、こういうふうに思います。今、福崎町では小学校の低学年では、福崎町のふるさと――特に柳田國男さんに関しましては生家周辺の社会見学。そういう勉強をさせていただきます。高学年に入りましてから道德とか学活とか、そういう中で、「我が郷土の偉人」ということで柳田國男さんを取り上げて教室で指導をしておりますし、中学校では、ご存じのように昨年度、兵庫県下全部の学校に配布されました道德の副読本に柳田國男先生が掲載されておりました、道德の時間等を通して授業をさせていただきます。

1 2 番 以前は、小学校低学年におきましては柳田國男先生の詩集とか作文とか書いて――私もそれを読んだことがありますけども、そういう取り組みもしていましたけども、現段階ではそういうことはされているんですか。

教 育 長 現在では、そういうことはようしております。

1 2 番 やはり、私は考えますとそういうことも継続してやっていくべきではないかなという感じがするわけなんです。講演とか、図書館に置いてあるとかいっても、これはもう一部の人に限られますので、やはり全体に徹底させるためには、自分で考えながらものを書くとか、あるいは、その写真を見ながらいろんなことを空想するということが非常に、最終的にはいい結果になると思うんです。ですからやはり、できましたらそういう取り組みを継続して今後、続けていただきますようお願いをして、この質問を終わります。

教 育 長 ことは教育の分野でも地産地消を取り入れて、足元からしっかりした教育を積み上げていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ただいま議員からご提案なされたことは、前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第２ 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

３月１２日の本会議２日目において、２９件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て、議長あてに審査報告書が提出

されております。

これから、各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いいたします。

まず、予算審査特別委員会からの報告でございます。

委員長から補足説明を求めます。

東森予算審査 去る3月12日の本会議で指名を受けました予算審査特別委員会は、委員長に特別委員長 私、東森。副委員長に城谷議員を選出し、3月13日・14日・15日の3日間、付託されました平成24年度福崎町一般会計予算、平成24年度特別会計予算として国民健康保険事業特別会計予算・後期高齢者医療事業特別会計予算・介護保険事業特別会計予算の計4議案を慎重に審査いたしました。

結果は資料配付のとおり、予算審査特別委員会委員全員賛成で可決することになりました。

委員の意見などを紹介し、補足説明をいたします。

まず、議案第19号、平成24年度福崎町一般会計予算については、「予算編成の概要が具体的に表現されていて、見やすく、わかりやすく思った」との意見がありました。「主要事業が事業名、概要が施策別にまとめられており、事業別に予算額・新規・拡大・継続の区別と、予算科目とが記載されており、大変よかった」。「第4次総合計画後期基本計画に基づいて、町民の命と暮らしを守る、活力あるまちづくりに取り組む内容だ」と評価する意見が出ました。

食育関係で、「福崎町に昔から伝わる郷土料理の伝承への取り組みを進めるに当たり、地域で特に食に関心や知識のある方を人選し、食育サポーターになっていただき、24年度は地域の老人会や農業関係者等を中心に、郷土料理など食に関する聞き取り調査を行い、収集した情報の記録をまとめてレシピの作成を行い、食育講座等で活用する。郷土料理伝承への幅広い普及については次年度以降に取り組む」とのことでした。「地産地消をさらに広め、地域の活性化を進めよう」との意見が出ました。

東日本大震災によるがれき処分については、「政府からの要請、他の自治体での受け入れなどが話題になっているが、町長が管理者であるくれさかクリーンセンターは受け入れるのか」との問いに、「町長個人としては、積極的な受け入れは考えていない」とのことでした。

23年度は町として初めての避難勧告が発令され、体育館などの避難場所にテレビが設置されていないことに不安を感じたという声があった。各避難場所に設置するよう、要望がありました。

議案第20号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、「食育の根本である医療費の抑制、健康な体づくりの推進を進めていただきたい」との意見が出ました。

高額医療費のところで、「人工透析を受けた場合は」との問いに、「特定疾病療養受領証が発行されるので、自己負担は月額約1万円でおさまります。残りは保険給付費と高額療養費で、国保会計が負担することになる」とのことでした。

議案第21号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算のところで、概要説明の後、「滞納繰越は何名か」との質疑で、「10人」とのことでした。

議案第22号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計予算では、「保険料見直しで基準額が1,200円上がっているが、急激な上昇ではないか、改定金額は県平均の約5,000円より低い、穏やかな改定ができなかったのか、住

民への丁寧な説明対応を検討されたい」との意見が出ました。

また、急傾斜地崩壊対策事業（西谷区）、長野橋橋側歩道橋工事（長野区）、南田原水利組合井堰災害復旧事業、辻川界限ポケットパーク整備事業、八千種幼児園建設予定地の現地視察を行いました。

採決の結果、本委員会は委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いします。

以上をもって、予算審査特別委員会からの補足説明といたします。

議 長 予算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。

委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 総務文教常任委員会から報告いたします。

常 任 委 員 長 付託案件、議案第3号、議案第11号の計2件について慎重審議しました。

審査の結果はお手元に配付のとおりです。全員賛成で原案のとおり可決することになりました。

平成24年3月12日、議会本会議において付託された案件につき、3月16日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長の出席を求めて、慎重に審査をいたしました。

議案第3号、福崎町町税条例の一部を改正する条例については、前納報奨金について問いがなされ、平成24年度から2年間2分の1にし、平成26年度で廃止。議案資料により見直す理由が説明されました。

議案第11号、平成23年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について、町税は固定資産税と町たばこ税が当初見込みを上回り、町税全体で5,470万円を追加。また、前年度からの繰越金5,952万7,000円を追加計上。結果、余剰見込み額は歳出において、公債費として借入金5,539万3,000円を繰上償還し、総務費で財政調整基金に4,220万円を積み立てることになるが、「減額の大きな要因は」との問いに、「田原幼児園建設費が入札により落札減、馬田山崎線、高橋山崎線が社会資本整備総合交付金事業として採択されなかったこと、倉谷下池の本体工事が翌年度施工になった」ということで減額になったとのことでした。

付託案件2件について、委員全員の賛成により原案のとおり可決することに決定をいたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対するご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。

委員長から補足説明を求めます。

難 波 民 生 民生常任委員会より、議案審議の内容を報告いたします。

常 任 委 員 長 3月12日の本会議で当委員会に付託を受けた案件は、議案13件です。町長、副町長、関係課長出席のもと、3月19日に委員会を開きました。

議案審査の結果は、配付資料の報告書のとおりであります。全員賛成で13議案とも可決決定をいたしました。

少し補足説明をいたします。

議案第4号、外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、外国人登録法が廃止されるに当たり、福崎町手数料条例・福崎町交通災害遺児年金条例・福崎町長寿祝金支給条例・福崎町重度心身障害児年金支給条例の一部を改正するものです。

対象となる外国人の人数について質疑があり、「2月29日現在、359名」と答弁がありました。

議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例は、県の制度が改正されたため、福崎町の条例を県に合わせて改正を行うものであります。

「大きく変わった点は何か」との質疑があり、「用語で「こども」を「児童・生徒・こども」に分けた。所得の支給制限が世帯最上位所得者から世帯合算に変わった。中学生の通院助成期間を定めない。町民税の算定特例で年少扶養控除を旧法どおり適用する」と、答弁がございました。

「影響は何人か」との質疑に、「重度障害者は5人、幼児等保護者は119人」と答弁がありました。

議案第6号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例は、平成24年度から26年度までの3年間、保険料を改正するもので、第1号被保険者——第4段階の4-2の場合は、基準月額保険料3,600円を4,800円に改正するものです。

第4段階と第5段階の違いについて質疑があり、「本人が住民税非課税か、課税かの違いである」との答弁がございました。

議案第7号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、外国人登録法が廃止されるため、福崎町の条例を改正するもので、質疑はありませんでした。

議案第8号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、5月2日に改正法の公布が行われ、入居資格の同居親族要件が廃止されるが、当町は同居親族要件を継続する。また、管理戸数は山崎団地が2戸減で、総戸数は160戸となるものです。質疑はありませんでした。

議案第10号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、現状に合わせての文言の訂正であり、質疑はありませんでした。

議案第12号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに2,051万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,220万円とするものです。

1月から3月の医療費の推計方法について質疑があり、「前年の推移を参照している」と答弁がございました。

「一般会計からの法定外繰り入れは今後も続くのか」と質疑があり、「町の施策で実施している」との答弁がございました。また、未交付の11件について質疑があり、「送付したが郵便が返ってきたもので、今後、実態調査を行い手続を進める」と答弁がございました。

議案第13号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,162万円を減額し、総額を1億9,808万円とするものです。

保険料の減額の理由について質疑があり、「当初予算は広域連合の指示による

金額で、実績との差額である」との答弁がございました。

「繰越金の当初予算は０円。実績は２９５万６，０００円。理由は何か」との質疑があり、「前年度の出納整理期間後の収入分である」と答弁がございました。

県の会計状況について質疑があり、資料の提出を求め、説明を受けました。

また、２３年度は給付費等の減で予算より１４０億円減となったこと。「基金は不用額と財政安定化基金で９８億７，０００万円、このうち３０億円は２６年度以降にあてたい」と答弁がございました。福崎町の受診状況についての質疑については、「決算後に判明する」とも答弁がございました。

議案第１４号、平成２３年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出それぞれ８６万３，０００円を減額し、総額を１２億５，７３０万円とするものです。

事業者数について質疑があり、「把握していないが、町内を初め多くの近隣市町の施設を利用されている」との答弁がございました。

介護の単価の決め方について質疑があり、「施行令で定められている」と答弁がございました。

事業所の監査、経営状況については、「県、町が実施しており、適正な指導を行っている」との答弁がございました。

議案第１７号、平成２３年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）は、収益的収入を８５５万９，０００円減額し３億５，６０６万５，０００円に、支出は１，３９３万円減額し、３億２，００７万２，０００円とするものです。また資本的収入は５，１４８万７，０００円減額し１億１，４９６万円に、支出は９，７３０万６，０００円減額し２億１，５９４万２，０００円とするものです。補正後の収入不足額１億９８万２，０００円は、過年度分損益勘定留保資金６，６６７万９，０００円、減債積立金３，０００万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４３０万３，０００円に改めるものです。

収益的支出の減額についての質疑に、「修繕費で４００万円分を先送り、委託料２３０万円は入札減、材料費は修理の減による材料費の減、減価償却費の減は資産除却の増等による」と答弁がございました。また「資本的支出の減は、入札減による」と答弁がございました。

また、動力費で、予算と実績との乖離について質疑があり、「給水量の減と余裕のある見積もりも影響している」と答弁がございました。

議案第１８号、平成２３年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号）は、収益的収入・支出ともに２６万円を追加し、収益的収入は２，３１５万５，０００円に、支出は２，２６３万８，０００円とするものです。

受託工事の内容について質疑があり、メーターを２個取りかえたこと、またメーターの正確さ、耐用年数についての質疑に、「町がメーターを購入し、業者で取りかえをしている」、「耐用年数は８年であるが、町は７年で取りかえている」と答弁がございました。

議案第２５号、平成２４年度福崎町水道事業会計予算は、収益的収入３億５，１１２万４，０００円、支出は３億４，１３５万１，０００円です。資本的収入は１億４，７７５万１，０００円、支出は２億９，７４４万９，０００円。不足する１億４，９６９万８，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６５３万５，０００円と、過年度分損益勘定留保資金１億４，３１６万３，０００円で補てんするものです。

加入分担金の戸数について質疑があり、「１３ミリ１０７件、２０ミリ１０件、２５ミリ２件、４０ミリ１件を予定している」こと、また、「開発協力金の予定

は」との質疑に、「場所等は具体的でない」と答弁がございました。

県水の今後の受水状況について質疑があり、「認可変更を行う中で、町長や議員の思いである高い県水の減水を伝えている」こと、耐震診断の今後の取り組みについての質疑には、「三ノ宮配水池の二次診断を予定している」との答弁がありました。委員からは、6億円の剰余金もあることから、早期の耐震化への要望もございました。

認可変更の見通しについて質疑がありました。「県に出している計画を下回った数値で協議を進めているが、思うようにいっていない」と答弁がございました。

資本的支出についての質疑に、「井ノ口水管橋の5本の橋脚の補強・塗装、山崎配水池進入路の二次工事などを予定している」と答弁がございました。

議案第26号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算は、工業用水道事業収益2,255万7,000円、費用は2,160万円。一時借入金の限度額を100万円とするものです。

「減価償却で、耐用年数が到来しているものは」との質疑があり、「西治ほ場整備で入れかえをした以外は古くなっている。工業団地は下水道工事にあわせて入れかえを行いたい」との答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全議案とも全員賛成で可決、決定をいたしました。

議員の皆さんのご賛同を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

議長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

委員長から補足説明を求めます。

石野産業建設 産業建設常任委員会から審査報告を行います。

常任委員長 机上に配付されております審査報告書のとおりであります。産業建設常任委員会は12日の本会議で付託のあった議案第9号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例についてから、議案第31号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてまでの10議案について、3月21日、第1委員会室において、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと委員会を開き、慎重に審査いたしました。

議案番号順に審査を行いましたので、経過を報告いたします。

議案第9号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例については、下水道法の改正に伴うもので、平成24年4月1日の施行に合わせて関係条例を改正しようとするものであります。

具体的には、下水道法第4条が改正され、公共下水道事業計画を定めるに当たり県知事の認可が必要であったものが、県知事との協議へと変更になったことから、本条例第1条及び第7条の「認可」の文言を「計画」へ変更し、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第15号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、事業実施による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ470万円を減額し、歳入歳出総額を2億5,060万円としようとするものであります。

主な内容として、質疑があり、委員会で詳しく説明が行われました。

八千種の道路わきのポールに取りつけられていたマンホールポンプの制御盤が昨年10月13日、道路を走行中の農業コンバインと接触して落下し、損傷したことによる損傷負担金49万5,000円の計上、消費税納付額の減額、施設修繕費の減額等によるものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第16号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、実績に伴う精算見込みによるもので、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ3億5,047万円を減額し、総額を14億9,700万8,000円とするものであります。さらに繰越明許費として資料にある5件の工事と1件の業務委託——川端雨水幹線詳細設計業務で、あわせて1億6,240万円を計上するものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第23号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億5,440万円とするものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第24号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ13億4,610万円とするもので、地方債は、限度額を4億9,060万円としています。

年度内に予定している事業としては、面整備事業は西光寺地区の整備を引き続き進め、24年度内の供用開始を目指すとともに、整備の終わった八反田東地区、西光寺地区及び播但道南ランプから東側の町道東大貫溝口線部分の舗装本復旧を進めることが予定されています。また、福崎工業団地、企業団地の整備に向け、詳細設計業務に着手することとしています。

雨水事業については、工事中の川すそ雨水幹線の工事を引き続き進めるとともに、川端雨水幹線工事に着手することとしています。また、川すそ雨水幹線上流部の整備に向け測量設計等の準備を進める予定としています。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第27号、福崎町道路線の廃止及び認定については、まず廃止する路線として、西治のは場整備とあわせて路線に変更のあった1級西治長野線枝線、4級765号線及び4級766号線の3路線であります。認定する路線は同じく西治のは場整備とあわせて路線の区間に変更のあった、元の1級西治長野線枝線の一部である2級2351号線、4級765号線、4級766号線及び、福田区の福崎高校北に位置する4級916号線であります。

916号線については、昭和40年代初頭に都市計画法以前の開発で分譲された開発区域内の道路で、道路の底地の所有権が個人の共有名義となっていました。地元区から町道認定の要望があり、関係土地のすべての地権者から町が寄附を受けることができ、道路認定の準備が整ったことから新たに町道認定することとなったものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第28号、福崎町営土地改良事業の計画変更については、土地改良事業の田口地区は場整備事業において区域の変更があり、計画変更を行おうとするものであります。場所は近畿医療福祉大学の北側。市川町との境界付近であります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第29号、字区域の変更については、議案第28号と同じ、土地改良事業の田口地区は場整備事業に伴って、字の区域を一部変更しようとするものであります。

換地を行う上で1枚の田に字の違う地番が入ることを避け、換地を行いやすくしようとするもので、具体的には北側で字塩田西山から梨ノ木へ、南側では字貝

谷から梨ノ木へ変更しようとするものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第30号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定については、浄化センターの第3期工事となる水処理施設第3系列、4系列の機械設備、電気設備工事が完了見込みとなったことから、日本下水道事業団との間で平成22年3月23日付で締結した建設工事委託に関する基本協定を変更しようとするもので、既定の契約金額から3億3,145万円を減額し、変更後の契約金額を8億3,855万円とするものであります。

変更の主な原因は、入札による減によるものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第31号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定については、田原汚水中継ポンプ場の建設工事が完了見込みとなったことから、平成21年3月24日付で日本下水道事業団との間で締結した建設工事委託に関する基本協定を変更しようとするもので、既定の契約金額から1億9,808万円を減額し、変更後の契約金額を3億7,992万円としようとするものであります。全員賛成で可決すべきものと決定しました。

なお、各議案の討論・採決の前に、議案第27号については西治の現地、議案第28・第29号については田口の現地、議案第30号については公共下水道浄化センター、議案第31号については田原汚水中継ポンプ場の現地視察をそれぞれ行いました。

以上をもって、産業建設常任委員会からの審査報告といたします。

議長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。
しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第3号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第3号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、本案に対する総

務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第4号、外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第5号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第6号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第7号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第7号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 7 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 8 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第 8 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するでありま
す。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 8 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 9 号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正
する条例について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第 9 号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する
条例について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決する
であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 9 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 10 号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関す
る条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第 10 号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案の
とおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 10 号については原案のとおり可決することに決定いたしまし
た。

次、議案第 11 号、平成 23 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について、
討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第 11 号、平成 23 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について、本
案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次、議案第１２号、平成２３年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１２号、平成２３年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１２号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１３号、平成２３年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１３号、平成２３年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１３号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１４号、平成２３年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１４号、平成２３年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１４号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１５号、平成２３年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１５号、平成２３年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１５号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１６号、平成２３年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１６号、平成２３年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１６号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１７号、平成２３年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１７号、平成２３年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１７号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１８号、平成２３年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１８号、平成２３年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第２号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１８号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第１９号、平成２４年度福崎町一般会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第１９号、平成２４年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第１９号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

た。

次、議案第２０号、平成２４年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第２０号、平成２４年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２０号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２１号、平成２４年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第２１号、平成２４年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２１号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２２号、平成２４年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第２２号、平成２４年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２２号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２３号、平成２４年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。

議案第２３号、平成２４年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第２３号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第２４号、平成２４年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、

討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第24号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第24号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第25号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第26号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第26号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第26号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第27号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第27号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第27号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第28号、福崎町営土地改良事業の計画変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第２８号、福崎町営土地改良事業の計画変更について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第２８号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第２９号、字区域の変更について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第２９号、字区域の変更について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第２９号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３０号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第３０号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第３０号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第３１号、福崎町公共下水道田原污水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので討論を終結し、採決を行います。
議案第３１号、福崎町公共下水道田原污水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第３１号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。
今回の質問の通告者は11人であります。
それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。
1番目の通告者は、牛尾雅一君であります。
1. 町政全般について
2. 前回質問その後について
以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号2番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、一昨日の24日に、4月の開園に向け田原幼稚園の竣工式が行われ、出席させていただきましたが、本当にすばらしく立派な園舎で、特にゼロ歳から2歳の乳幼児には心の行き届いた設備が整えられていて、実際、子どもを入園させられた親御さんはもちろん、話を聞かれた他のお母さん方が、「もう1人でも2人でも子どもを出産して入園させたい」と思われたならば、人口減少、少子化を防ぎ、福崎町の人口増につながるのではと思いました。

ことは、町内で3番目となる(仮)八千種幼稚園の建設に向けた実施設計が行われ、田原・八千種校区を対象にした学童保育園も整備されます。町内で4番目となる予定の高岡の幼稚園も早期に実現されることを願っております。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。

福崎町教育委員会が昨年4月に出されております、「平成23年度福崎町教育の努力目標」についてお尋ねしたいと思います。

まずその中で、数多くの意味のある目標が掲げられておりますが、特に力を入れられ、目標達成に努力された項目は何かをお尋ねいたします。

教 育 長 就学前の分野では、田原幼稚園の建設や東部子育て学習センターの開設が目途がついたことは、子育て支援のハード面がより強固なものになったと、こういうふうに評価しております。

学校教育の分野では、小1プロブレム・中1ギャップの解消については、幼・小、小・中の連携ができたと思っております。また、学力の向上においては、本年度の進学希望者全員の進路が保証できたと喜んでおります。

地域の教育力を高めるといふ分野においては、4小学校区のスクールヘルパーや地域ヘルパーの協力により、学校安全や登下校の不審者対応が保障できたと、こういうふうに思っております。

また、サマースクールやウィンタースクールを通して、子どもたちへの学力補充ができた、このように思っております。

また、生涯学習につきましては、柳田國男50年祭を実施し、全国に民俗学の

発祥地を大きくアピールできたとともに、広く町民にも、民俗学や柳田國男についての理解が深まったと認識しております。

また、柳田國男・松岡家記念館が町営になり、入館者が増加したこともうれしく思っております。

牛尾雅一議員 ただいまの答弁をいただきました中で、小1プロブレムと中1ギャップの解消については、23年度以前からも取り組まれていたんでしょうか。

教 育 長 23年度で2回目の実施でございます。

牛尾雅一議員 そうしますと、2回目ということもありまして、その効果というんですか、それはどのようにあらわれているとお考えになっているのか、お尋ねいたします。

教 育 長 2年間で成果を述べることは少し短絡ぎみかもしれませんが、あえて自慢をさせていただきますと、平成23年度に限りましては、小学校1年生に学級崩壊的な要素が見られなかったと。また、中学校1年生に関しましては、不登校生がゼロであると。こういうふうなことをとりあえず喜んでおります。

牛尾雅一議員 2回の取り組みで早速すばらしい成果が出たということは、大変すばらしい、また先生方の努力もあると思うんですが、取り組みであったと思っております。

そしてそれらを踏まえられまして、24年度は重点目標をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

教 育 長 先日の教育委員会では、「大地に根を張り、大きく伸び行く福崎の教育」としました。課題は幾らかあるものの、それなりの成果が見られる福崎町の教育ではありますが、ときにはフィードバックして、原点である福崎町を基盤とした基礎、基本に立ち返り、それらを確実に身につけることによってさらに進歩・発展させていくことです。

教育分野での地産地消に努力し、「灯台下暗し」にならないようにしていきたいと思えます。発想は地球規模で、実践は足もとから取り組んでいきます。

牛尾雅一議員 ただいま答弁いただきましたように、何事も基礎というんですか、基盤、基礎が大切ですので、これらを確実に子どもたちに身につけていただき、将来大きく飛躍することができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、食育についてお尋ねしたいと思います。

食は命を支え、人が生きる上で最も基本ですし、その食を通して、家族団らんによる明るい家庭づくりや、子どもたちを初め、すべての町民の方々が心身の健康を保持し、生き生きと暮らすことができるように、町を挙げて食育の推進を行っておられます。

町民全体で食育を考える機会として食育標語の募集をされ、小学生から一般町民の方々まで大変多くの作品の応募があり、食育について多くの人々に知っていただくのに大変有効な取り組みだったと思っております。多くの作品の中から入賞された作品は、その後どのような取り扱いをされているのかお尋ねいたします。

健康福祉課長 食育標語の取り扱いでございますけれども、昨年11月に開催いたしました食育推進大会で12の優秀作品の表彰を行いました。12月の広報に掲載をさせていただきました。優秀作品につきましては、食育をPRするために標語入りののぼりを作成いたしました。現在、庁舎の正面玄関、保健センターの玄関、教育委員会の玄関2カ所に、定期的に入れかえをしまして掲示をしております。

また今後、随時に図書館とか旬彩蔵、もちむぎのやかた、また町内の大型量販店等にも掲示をさせてもらいまして、食育のPRに活用していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 私も保健センターを通りますと、のぼりもよくいい文章であるんですが、町民の一家におられたりして、余りそこらを通られないような方々にもわかり

やすく、理解をしていただくという取り組みについては、どのようにお考えになられているのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 町民への広報ということでございますが、毎月、町広報の「食育通信」欄で関係団体の取り組み等を掲載しております。今週から、町ホームページに「食育通信」の欄を設けまして、興味があり、わかりやすい内容で、料理のレシピやまた取り組みを紹介し、地産地消の事業を掲載しまして、情報を発信していきたいと考えております。

今後、わかりやすく、繰り返し食育の大切さを町民に広報していきたいと思っております。

牛尾雅一議員 私ちょっと考えたんですけれども、各集落の公民館や各施設の玄関――下駄箱の上とかなどどこに簡単な、三角というか、先のとがった三角錐みたいなものに標語とか、何かそういう意味のある、食育に関するような文言を書いて、至るところに何か――すごく大きくなくてもいいんですけども、そういうふうにしたらそんなに経費もかからないと思いますし、こういうふうなものをずっと置いていただいて、何回も何回も皆さんが目につくというんですか、目にされるようなことは、いいんじゃないかと思ったりもするんですけども、それはどういうふうに思われますでしょうか。

健康福祉課長 参考にさせていただいて、検討させていただきます。

牛尾雅一議員 それと、ちょうど私の家が村のというか、自治会の当番の月でございまして、ずっと回覧板というのを月2回、回すんですけれども、回覧板を持って――ちょうど当番でうちにあるんで持ってきたんですけれども、「福崎町」と町名の入った回覧板を開けて、その片方の面に回覧をするものをとじてるんですけども、こっちの面があいてるということもあって、そこに何か食育のそういうのを貼っていただくというようなことになると、家におられるお年寄りの方も、大体回覧板を――留守番もされてるので1番目に見られたりすると思ったりもしますので、大きな字でしていただいたら、何かずっと月2回回りますし、全戸に回りますので、いいんじゃないかなというふうなことも考えました。そういう件についてもお尋ねいたします。

総務課長 回覧板は総務課で用意して配っております。また健康福祉課とも相談しながら、何かいい方法がないかということも考えてまいりたいと思います。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。

そして学校なんですけれども、学校においてことしもいろんな取り組みがされましたし、朝ご飯を食べて学校に登校する生徒はもう全員じゃないかと思うんですけども、食育を始められたときと比べたら当然、朝食を食べて学校に来られる方がふえてると思うんですけども、全員なのか、そこらのところがおわかりになったら教えていただきたいと思います。

学校教育課長 平成23年度の調査というのは具体的にはしておりません。申しわけないんですが。

食育基本計画に際しましては、平成21年度にアンケートで朝ご飯を食べている幼児の保護者は88%、小学校5年生で91%、中学校2年生では85%でした。現在、保育所・幼稚園・小・中学校ともにそれぞれ食育に取り組んでおります。この率は当然、上昇していると思います。食育推進計画に掲げる「朝食を毎日食べる人の割合の増加」という理念の目標値は100%でございますので、今後、食育の推進にあわせて調査をしていきたいと思っております。

福崎町の子どもは、比較的朝食をよくっております。問題は、ごく少数ですがつくってもらえない子どもがいることかと思っております。

牛尾雅一議員 朝食をとりにくい子どもさんのそういう相談というんですか、何かまた、その対策もまたよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次にインフルエンザについてお尋ねするつもりでございましたが、昨日の神戸新聞で、この4月よりインフルエンザ発症時の小・中・高校の出席停止期間を「発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日間」というような新基準の記事が載っております、私がお聞きしたかったことが大部分、この「5日間で、かつ解熱後2日間」ということで解消というか、解決するのじゃないかと思ひまして、簡単に、少し疑問の残ることだけお尋ねしたいと思ひます。

ことしも、2月6日に八千種小学校が給食後に一斉下校をし、翌7日、8日と2日間休校となったのを皮切りに、八千種幼稚園、田原小学校、福崎小学校でも休園・学級閉鎖が行われました。今回の新基準では「発症から5日、かつ熱が下がってから2日」となっていますけれども、個人差もありますし、完全に治ったと思ひて登校してきた生徒にしても、よく観察していただいて、保健室で待機するなど、温度と湿度などのインフルエンザに対するいい環境のもとで対応していただきたいと思ひております。

まず重要なことは、難しいことと思ひますけれども、インフルエンザにかからないようにするということと思ひます。手洗い、うがいの徹底が最も有効と言われておりますけれども、そのとおりですけれども、室内の湿度のパーセントも、ある意味大きなウェートを占めるんじゃないかと考えています。

そういう意味から、私ちょっと簡単な家庭用のものを持ってきたんですけれども、「インフルエンザ予防温湿度計」というようなものが最近出てまして、これは温度と湿度の両方に針を指すので、その交わったところが危険とか注意、またはほぼ安全というようなこともわかりますし。これは簡単なものですので、各教室というんですか、子どもたちにインフルエンザに対する注意を促すというんですか、そういう意味から、こういうものもまたいいんじゃないかなとも思ひたりします。家庭であると、学校には必要ないということかも知れませんが、そのらのことはどのようにお考えになるか、お尋ねいたします。

教 育 長 ただいまご示唆いただきました点に関しましては、学校当局とさらに研究を進めていかせていただきたいと、こういうふうに思ひます。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、インフルエンザは治まりました。そして4月、5月。また今度7月、8月と、ことしも間違いなく暑い夏がやってきます。学校での学びやすい環境が必要ではないかと考えています。昨年も暑い日々が続きまして、各学校での普通教室には冷房や扇風機などがなく、児童・生徒らの家庭とのギャップが大き過ぎ、集中して勉強しにくかったのではと考えております。今の電力事情から考えますと、熱中症対策も含めて、扇風機の設置が最も有効じゃないのかと考えますけれども、その点についてお尋ねいたします。

教 育 長 教育委員会には二つの意見が届いております。議員さんと同じ考えの意見と、反対に、若い今こそ心・体を鍛えなくてはいけないから不要であると、こういう意見でございます。

近年、扇風機を取りつけている市町もあることを、私としても存じておりますが、本町の子どもたちにはもう少し我慢・辛抱をしてもらいたいと、こういうふうに思ひております。

牛尾雅一議員 他市町でもそういうところもあると、教育長さんもお存じ——知っていただいておりますので、またよろしく考えていただきたいと思ひます。

続きまして、通学路についてお尋ねしたいと思ひます。

町内において、横断歩道があるところでも過去において、またことしに入ってから子どもさんが骨折する――車との交通事故があったと聞きました。

学校では命の大切さが常にいわれております。そのようなことを考えると、危険な箇所はドライバーの方、そして横断者の方に十分過ぎるほどの標識、また注意を促す何かを取りつける必要がさらにあるのではないかと、また、子どもたちに徹底して注意をしておくべきではないかと考えますけれども、その点についてお尋ねします。

学校教育課長 子どもたちを預かる学校では、子どもたちの安全というのは非常に重視をしております。ただ、安全に「絶対」ということはございません。悔しいですが、自分はルールを守っていても、相手からやってくることということも多々ございます。まず自分の命は自分で守るということをしつかりと考えていかななくてはならないと思っております。

そのためにも、学校では交通訓練や学習を積み重ねております。下校には班長を決め、安全旗を持たせたり、ランドセルやかばんに黄色いカバーや反射テープ、夜光板のついたシールを貼っております。交通安全には大人が範を示さなければいけないと考えております。通学路の中でもこの安全は十分対応して努めていきたいと考えております。

住民生活課長 住民生活課で交通安全対策として取り組んでおりますのは、福崎町の交通安全対策会議、そして交通安全協会婦人部の福崎町支部、及び福崎警察署の交通係の協力により、毎年学校へは新学期に各小学校の全児童を対象としまして、安全な歩行、そして横断歩道の渡り方の指導、自転車の正しい乗り方等の交通安全指導を行い、交通事故防止に努めております。

また、車の運転手への注意という対策については、春・夏・秋・冬とそれぞれ交通安全運動が展開されますが、ドライバーへは啓発指導並びに交通安全グッズなどを配布し、交通事故防止を呼びかけています。

また、危険な横断歩道には、手前にドライバーに注意を促す啓発の看板も設置を行い、交通事故の防止に努めております。議員が指摘されています横断歩道が危険な横断歩道であれば、現地確認を行い、啓発看板を設置できる場所があれば設置を行いたいと思っております。

牛尾雅一議員 啓発看板をぜひお願いしたいと思います。

私、町内を午後に車で回っておりましたら、子どもたちが下校しているときとよく遭遇するんですが、近年、不審者とか変質者の出没があったこともあって、交通量がある程度多くても、人目につきやすい大きな道路を通学路に決めておられるように感じます。安全確保など、いろんなことを考えて通学路を決定というんですか、決められるのは――初歩的なことなんですけれども、だれが決められるのか、お尋ねいたします。

学校教育課長 通学路は毎年、PTAと学校が見直しも含めて慎重に検討させていただいております。その申請を受けまして、教育委員会が認定しております。ですから、通学路はPTA・学校・教育委員会が合意した道を通学するよう指導しております。

牛尾雅一議員 先日私、田原小学校がちょうど一斉下校で、運動場に全員がおられたところを通りましたので、ちょっと車をとめて下校の状態を観察というんですか、見させていただいたんですけれども、田原小の正門を出て吉田とかへ帰られる子どもと、北へ――大門、北野、加治谷、田尻と辻川ですか、そういう子どもたちが帰られました。それで大門、北野、加治谷、田尻の子どもさんたちは、ずうっと帰るときに、自分たちが帰る通学路を、直線的に道路を横断すれば近道ということなんですけれども、そこには横断歩道がないので、遠回りをして、横断歩

道のあるところを横断して、またずうっと引き返してきて、そしてまたその自分たちの通学路を通られてました。

そういうこともあって、通学路を決められる折は、少し遠回りをしてでもそういう危険な横断歩道——隣……ちょっと離れたところに安全な横断歩道があれば、そういう相談というか、指導というんですが、そういうようなものはできないのかという点について、お尋ねいたします。

教 育 長 現在、田原小学校区では下水工事が盛んに行われておりまして、その工事の都合上、目まぐるしく通学路を変更させなくてはならないということに、非常に申しわけないと思っております。また、少しぐらい遠回りをしてよいと、こういうお考えなんでしょうけれど、それはP T Aが十分お考えになって、学校側と協議して、それを教育委員会へ申し出ていただければ、教育委員会も前向きに検討はしますけれど、最終的には保護者の思いが通学路には生かされているんじゃないかと、こういうふうに思っております。

牛尾雅一議員 保護者の思いが大事、そやから保護者さんもよく気を配って、通学のときに子どもも見守ってもらっていると思います。より安全に——通学路が安全な状態に、みんなが協力してなるようにしたいと思います。

続きまして、生活道路について、町民の方々の暮らしの安全対策といいますか、そういう観点からお尋ねしたいと思います。

県道三木穴栗線の、西治交差点より長野橋北詰までの旧・町道20号線は、現在、国道312号線のバイパス的な利用形態で、大型車両を初め多くの車両が通行しております。長野橋は今日の利用を見越してつくられたとも考えられないので、耐力度などの面から、重量——私は素人ですので、見た目に重量制限が必要ではないのかなと思うほどです。また急カーブで見通しも悪く、道路の構造上からも危険と感じますので、改良が必要だと思いますし、交差点より北側、市川町鶴居まで通じる道路が県道へ格上げになりましたので、同じく、ここの区間も県道への格上げを働きかけていただきたいと思いますけれども、これはどのようなことになるのか、教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 お答えします。

長野橋は、過去に強度を増すための工事を行っております。現時点では特に問題があるとは考えていませんが、今後も、点検や必要に応じた修繕など、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

県道への格上げにつきましては、県の見解は、町道の振りかえによる県道への格上げを基本方針としており、ご質問の区間は要件を満たしていない路線であるため、困難であると考えております。

牛尾雅一議員 条件を満たしていないので大変難しいということなんですけれども、実際、交通量も多いですし、急カーブで危ないところもありますので、安全対策の意味からも、いろいろ検討していただきたいと思います。

次に、同じく生活道路ということで、県道の中寺北条線——八千種地区の道路なんですけれども、その道路は、当福崎町内の部分は幅員が少なく、センターラインが引いてない、引けない状態です。町の周辺部の道路の危険性ということも考えていただき、また県へ働きかけていただいて、安全な生活道路となるよう、せめて2車線となるような拡幅を考えていただけないか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 過去から要望はしておりますが、現時点では、県の社会基盤整備プログラムの事業計画に上がっていないため、本格的な拡幅工事は、早期の事業化は困難である状況であります。

牛尾雅一議員 本格的な拡幅は難しいと思いますけれども、せめて、見通しが悪いとか、危険

な部分の、部分的拡幅というんですか、それは考えられないか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 これまでも部分的な改良は行っていただいております。危険度、費用対効果や用地の協力など、総合的な判断が必要になりますが、あくまでも、道路管理者である県の判断による決定ということになります。

牛尾雅一議員 ずっと以前から危険と思っておりますので、ぜひ検討をよろしく願いいたします。

そして同じ県道中寺北条線のうち、八千種小学校の鍛冶屋地区の子どもたちが、通学路としてその道路を横断しています。以前、不幸にして人命が奪われた信号機のない交差点は、見通しが悪いということもありまして、通行する車両が子どもを確認しにくいという状況ですので、小学校から――北から帰りはずっと南へ下がって通るんですが、道路の東側に当たるところにたまり場的なものをつくっていただいて、そうすれば北条方面に運転されるドライバーの方にも、子どもたちがそこにいて、これから渡るということがよくわかりますので、そういう、命の大切さ、また今さっき言わせていただきました、通学路の安全ということもありまして、そういうことは考えられないのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 議員ご指摘の交差点――死亡事故があった場所については、翌日、現地において福崎警察署、県の公安委員会、兵庫県姫路土木事務所福崎事業所、そして、まちづくり課と私ども住民生活課で、交通事故の防止対策について協議を行っております。

県の対策としては、県道側については交差点の両側に警戒標識の設置、外側線の引き直しと、北西角に巻き込み線、交差点の北西角に側溝ふたの取り付け。警察の対応としましては、町道両側に一時停止線を設置。町の対策としては、交差点の両側に啓発看板の設置と、カーブミラーを一回り大きいものへの取りかえ、そして補助板には通学路の標識の設置を行うことで、それぞれ実施をしているところです。

議員の質問の歩行者だまりについては、残念ながら現在は困難と聞いております。この県道につきましては道路改良工事が必要と考えますが、まちづくり課長が答弁したとおりとなっております。

牛尾雅一議員 今、困難ということですので、実際、毎日通学で通っておりますので、そうすれば安心して通学すると、そういう意味で他のルートがないのかということを検討していただきたいと思ひますし、またご配慮もお願いしたいと思うんですけども、私ちょっと考えますと、今、拡幅を求めました県道中寺北条線と町道大貫山田線が交差する信号――バスが通る町道の信号のある交差点より以南の、鍛冶屋の村に行く道路の改良を考えていただいたら、あそこの東側に、子どもたちが通学するような、歩道のようなものをつけていただけたら、鍛冶屋の村へは、小学校から出てすぐ研修センターの前を、歩道がずっとその信号まで来ますので、その歩道を通って――信号を渡らなあきませんのですが、それでまた歩道を通って、鍛冶屋の――その信号から五、六十メートル……１００メートルないと思うんですが、そこに歩道をつけていただけたら、そこを歩いて村の中にずっと入れるような状態になりますので、そのような道路の改良というのも考えていただきたいと思ひます。

それで、最後になるんですけども、前回質問をさせていただきました野球場の整備に関してですけども、野球は多くの人々に親しまれる国民的スポーツでありますし、福崎西中、また東中でも部活として野球が盛んで、よい成績もおさめられております。また今回、全国レベルの大会に出場される生徒も出てきてお

られます。県立の福崎高等学校野球部も狭いグラウンドで練習しておりますし、また今、校舎の耐震工事のために仮校舎をということで、ますますグラウンドも狭くなっているようです。

対外的に見ましても、公式試合のできる球場は必要だと思いますし、価値があると思います。旧の中小企業総合センターの施設とか、いろんな広いところのことを検討していただいて――球場があれば町外から多くの方が来られて町の活性化にもつながると思いますし、いろんな効果があると思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますけれども、その辺についてのご見解をお願いいたします。

社会教育課長 議員がおっしゃられるとおり、専用の野球場ができれば、野球人口とかグラウンドの利用もふえると思いますし、野球熱も高まるという思いはございます。しかしながら、社会教育課としましては、もし施設を新設していただけるのならば、町のスポーツ振興を考えた上では、1種目を限定した専用のグラウンドというより、多種目のスポーツができる多目的なグラウンドを設置したいという思いがございました。

しかしながら、昨今の財政事情からしましても、新たなグラウンドを建設するというのは非常に難しい時期ではないかと考えております。

牛尾雅一議員 大変いろんな事情があつて難しいと思いますけれども、あればというふうに、強く要望というんですか、希望される方がたくさんおられるともお聞きしますので、また前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

それではこれで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で牛尾雅一君の一般質問を終わります。

以上で本定例会3日目の日程はすべて終了いたしました

あすは一般質問2番目の通告者、釜坂道弘君からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会することにいたします。大変お疲れさまでございました。

散会 午前11時50分